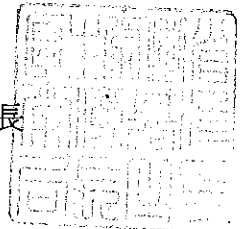


第28
14.6.26

基発0625第3号の36
平成26年6月25日

一般社団法人日本建設業連合会長 殿

厚生労働省労働基準局長



粉じん障害防止規則の一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害防止規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第70号。以下「改正省令」といいます。）が本日公布され、平成26年7月31日から施行されることとなったところです（別添1及び別添2参照）。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項について、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

改正省令は、委託研究等により、屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業においても、粉じん濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「規則」という。）別表第3に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大するため、規則について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の内容

呼吸用保護具の使用が必要な作業を定める規則別表第3について、新たに第6号の2として「屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業」を加えることとしたこと。

これにより、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。）を用

いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業については、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において行う場合に加えて屋外において行う場合についても、規則第 27 条（呼吸用保護具の使用）の規定が適用になるものであること。

なお、第 6 号の 2 の「屋外」とは、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部」以外の場所をいうこと。

【別添1】

○厚生労働省令第七十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、粉じん障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令

粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第六号中「限る。」の下に「次号において同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業

附 則

この省令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

【別添2】

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>別表第三 一、三の三（略）</p> <p>四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業</p> <p>五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業</p> <p>六 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。次号において同じ。）を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する作業</p> <p>六の二 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又ははばり取りする作業</p> <p>七、十七（略）</p>	<p>別表第三 一、三の三（略）</p> <p>四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業</p> <p>五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業</p> <p>六 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。）を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する作業</p> <p>（新設）</p> <p>七、十七（略）</p>